

県有財産有効活用方策

平成21年3月

鹿児島県

県有財産有効活用方策

1 計画期間
平成20年度～平成24年度（5年間）

2 売却目標額
200億円

3 県有財産の有効活用・処分の基本的な考え方

区分		基本的な考え方
未 利 用 地 等	未利用地	① 今後の利活用が見込まれない財産については、できるだけ早期に売却するものとする。 ② 売却が困難なものについては、貸付け等による有効活用を図る。
	長期に貸付け等を行っている土地	県が引き続き保有していく必要があるかどうか検討した上で、貸付けや使用許可を受けている相手方を含め売却を検討する。
	土地開発基金財産	土地開発基金が保有する財産で、今後取得時の目的どおり利用する見込みがなく、他の目的での利活用も見込まれない土地については、処分を検討する。
職員住宅		① 入居率の低いものについては、原則として売却処分を検討する。 〔 鹿児島市内を中心に、老朽化した公舎については、集約化を進め、統廃合により生じる空き公舎等の売却を検討する。 〕 ② 敷地が庁舎敷地と一体となっているものなど早期の売却が困難なものについては、利活用の検討を行う。
庁舎系施設		平成22年4月の地域振興局・支庁の体制確立に伴って発生が予想される未利用財産（庁舎系）については、総合事務所への機能の集約化の状況等を踏まえ、売却、貸付、譲渡等の利活用を検討する。

※ 売却に当たっては、民間事業者等の意見を積極的に活用するとともに、売却時期については経済状況等も適切に勘案することとする。

県有財産有効活用の今後の取組方針

基本的な考え方

売却目標額を設定した新たな有効活用方策は改めて策定しないが、現行の県有財産有効活用方策の有効活用・処分の基本的な考え方を踏襲して、引き続き県有財産の有効活用に積極的に取り組む。

現在の取組

- ① 県有財産アドバイザー制度の活用
- ② 宅建業者等への営業活動（地区担当制の導入）
- ③ 不動産情報誌への広告掲載
- ④ 商工会議所，商工会連合会など経済団体への情報提供

今後の取組

- 1 民間ノウハウの活用
 - ① 宅建業者への県有地売却媒介制度の拡充
県下全宅建業者に対する媒介制度の案内及び売却物件情報の提供
- 2 広告・宣伝の強化
 - ① 地域振興局・支庁への財産活用推進員の設置（関係団体等への不断の営業活動）
 - ② 広告媒体の拡充（新聞折込広告，県政広報（県政かわら版，告知番組，データ放送）等）
 - ③ 関係団体等への情報提供の強化（金融機関，ハウスメーカー等）
 - ④ 市町村との連携（市町村広報誌への掲載依頼）